

運営規程

特別養護老人ホームひより

社会福祉法人一関秀和会
特別養護老人ホーム ひより
理事長 岩 渕 道 良

特別養護老人ホームひより運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人一関秀和会が運営する地域密着型介護老人福祉施設「特別養護老人ホームひより」（以下「施設」という）がおこなう施設サービスの事業（以下「事業」という）の適正な運営を行うために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

（運営方針）

第2条 施設は、入居者一人一人の意志及び人格を尊重し、地域密着型施設計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 事業の提供にあたっては、入居者の人格を尊重し常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホームひより
- 二 所在地 岩手県一関市大東町沖田字峯岸5番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲以内で兼務することができるものとする。

- 一 施設長（管理者） 1名 （ショートステイひより管理者と兼務）
施設長は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 医師 2名 （非常勤・嘱託）
医師は、入居者の健康管理業務を行うとともに適切な医療サービスの提供にあたるものとする。

三 介護支援専門員 1名以上（常勤）

介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら地域密着型施設サービス計画書を作成し、実施状況を把握し必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保する。

四 生活相談員 1名以上（常勤）

生活相談員は、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう利用者並びに家族の各種相談の対応にあたるものとする。

生活相談員は、事業所の入所生活介護の利用申し込みに係る調整、介護職員等介護に関わる職員の指揮・指導にあたるものとする。

五 介護職員 15名以上（常勤換算）

介護職員は、入居者の日常生活全般にわたる介護サービスの提供にあたるものとする

六 看護職員 1名以上（常勤）

看護職員は、看護職員は、入居者の保健衛生業務を行うとともに看護サービスの提供にあたるものとする。

看護職員は、看護業務のほか介護サービスにも従事しながら入居者の健康状態の把握につとめるものとする。

七 栄養士 1名以上（常勤）

栄養士は、入居者の嗜好を考慮した献立作成、栄養管理、口腔摂取への移行、栄養食の提供、栄養量記録及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導につとめるものとする。

八 機能訓練指導員 1名以上（常勤＜兼務＞）

機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むことに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

九 事務員 1名以上（常勤）

事務員は、施設の管理運営に係わる事務処理を行うものとする。

（入所定員）

第5条 施設の入所定員は、29名とする。

2 ユニットは、3ユニットとし、それぞれの定員は10名、10名、9名とする。

(入所手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス（以下、施設サービスという）の提供開始に際し、あらかじめ入居申込者または、その家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービスの提供拒否の禁止)

第7条 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とするような場合や施設サービスを提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な処置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第9条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その方の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所に際しての援助)

第11条 施設は、身体上または精神上障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入居申込者数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要程度及び家族状況等を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 3 施設は、入居申込者入居に際しては、その方に係る居宅介護支援事業所に対する照会等によりその方の心身状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その方が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その方の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その方及びその家族の希望、その方が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、その方の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（サービスの提供方針）

- 第12条 施設は、施設サービスの提供にあたって、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活が営む事ができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供にあたって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営む事ができるよう配慮するものとする。
 - 3 施設は、施設サービスの提供にあたって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
 - 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に努め、その方の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
 - 5 職員は、施設サービスの提供にあたって、入居者またはその家族に対し、施設サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し同意を得るものとする。

- 6 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。
- 7 前項の身体拘束を行う場合には、その状態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、また施設・事業者内の掲示板等で公表することにより常にその改善を図るものとする。
- 9 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって入院後おおむね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その方および家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにするものとする。

(介護・支援方針)

- 第13条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営む事を支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営む事ができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに変えることがある。
 - 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り換えるものとする。
 - 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
 - 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 施設は、入居者に対し、前各項の介護を施設の職員以外のものに受けさせてはならない。
 - 9 施設は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（食事の提供方針）

第 14 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な援助を行うものとする。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身に依拠してできる限り自立して食事を摂れるよう必要な時間を確保するものとする。

4 施設は、入居者が相互に社会関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

（相談援助）

第 15 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握につとめ、入居者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第 16 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養また娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その方またはその家族が行うことが困難である場合は、その方の同意を得て代わって行うものとする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するようつとめるものとする。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するようつとめるものとする。

（利用料、その他費用の額）

第 17 条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスが法定代理受領サービスである時は、負担割合証に記載された割合額とする。

2 前項の他、利用者から次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食費
- 二 居住費
- 三 理美容代

四 その他、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者が負担することが適当であると認められるもの。

3 施設は、前各項に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供にあつては、あらかじめ、入居者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について重要事項説明書により説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 18 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

（施設の利用にあたっての留意事項等）

第 19 条 施設の入居者は、次の各項に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- 一 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- 二 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと。
- 三 けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- 四 施設内で、他人に対して宗教活動及び政治活動をしないこと。

2 施設長は、入居者が次の各項に該当すると認めたときは、当該入居者の保険者に対し、所定の手続きにより、施設サービスの提供の中止等の措置を行うものとする。

- 一 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- 三 故意にこの規程等に違反したとき。

（緊急時における対応）

第 20 条 施設の職員等は、施設サービスの提供をおこなっているときに入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医または施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第 21 条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 施設は、事故の状況および講じた措置について記録し、発生の事実およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努めるものとする。
- 4 施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行うものとする。

（虐待の防止）

第 22 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

- 2 施設は、施設サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の制限）

第 23 条 施設は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（非常災害対策）

第 24 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定めるものとする。

- 2 施設は、年 2 回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち 1 回は夜間または夜間想定訓練）を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 25 条 施設は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要

な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

- 第 26 条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする
- 2 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、関係市町や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとし、その際、指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（守秘義務および個人情報の保護）

- 第 27 条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族に関する情報を漏らしてはならない。
 - 4 施設は、職員であったものが、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約書にその旨を明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（重要事項の揭示）

- 第 28 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認めら重要事項を揭示する。

（記録の整備）

- 第 29 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完

結の日から2年間保存しなければならない。

(法令との関係)

第30条 この規程に定めない事項については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、その他関連法令の定めるところによる。

附則

この規程は、平成24年7月1日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。